

平成30年度 第1回鶴岡市文化会館利活用会議

日時：平成30年8月8日（水）

18時30分～

場所：荘銀タクト鶴岡 小ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

- (1) 平成29年度利活用会議の概要について

4 協 議

- (1) 運営主体のあり方について

- (2) 文化会館の利用料について

5 その他

6 閉 会

鶴岡市文化会館利活用会議について

平成30年1月から3回にわたり開催した鶴岡市文化会館利活用会議において、これまで策定してきた管理運営実施計画など各種計画を踏まえながら、管理運営主体のあり方をはじめ、想定する管理運営費を基にした事業規模のあり方などについて協議いたしました。

第1回会議 平成30年1月11日

○主な協議題：指定管理者制度導入の時期について

市が、新しい文化会館の維持管理費や人員体制をどれだけ必要か把握したうえで、指定管理者に運営を引き継いでいくことが望ましいとの結論を得たことから、市では、当面は直営で運営を行うこととし、指定管理の導入時期の延期のため、3月定例議会で文化会館設置及び管理条例の一部を改正しました。

<条例改正案>

指定管理の導入時期の改正

改正前：平成30年4月1日

改正後：平成33年4月1日までの間において規則で定める日

第2回会議 平成30年2月16日

○主な協議題：運営主体のあり方について

芸文協は運営主体としてではなく、パートナー的存在として関わっていただくことが望ましいとの意見が多く、芸文協への内部協議を促しました。

会議後、芸文協では指定管理について内部協議を行い、経過と要望として資料をまとめ、本会議に提出されました。

第3回会議 平成30年3月14日

○主な協議題：運営主体のあり方について

芸文協からの管理運営を担いたいとの要望、委員からの運営主体には専門的能力が必要、市が支援して芸文協を運営主体に育ててほしい、新組織の設立や既存組織の活用といった意見が出されました。

具体的な運営主体については、平成30年度も利活用会議で引き続き検討し、結論を得たいと考えています。

第3回 鶴岡市文化会館利活用会議 会議録 (概要)

日時：平成30年3月14日 (水)

18時00分～20時00分

場所：荘銀タクト鶴岡 小ホール

〔出席者〕

委員長：山口朗副市長

委員：草加叔也氏、太下義之氏、長谷川浩二氏、上野由部氏、伊藤吉樹氏、岡崎雅也氏

オブザーバー：東山昭子氏、小林健郎氏

事務局：加藤忍教育長、石塚健教育部長、鈴木晃社会教育課長、佐藤尚子文化主幹、
伊藤智康芸術文化主査、齋藤正浩芸術文化係長、原田孝昭芸術文化係専門員

〔公開・非公開の別〕 公開

〔傍聴者〕 5名

1 開会 (文化主幹)

2 挨拶 (副市長)

3 報告

(1) 第2回会議の概要について

芸術文化主査：資料により説明 (P1～P3)

4 協議

(1) 運営主体のあり方について

(2) リピーターを増やす仕組みづくりについて

教育部長：資料により (1) について説明 (芸文協要望書、市民有志の会の見解)

芸術文化主査：(2) について説明 (P4～P11)

委員長：オブザーバーにただ今の説明の補足説明を求めます。

オブザーバー：パートナーというのが利用団体としてだけでなく、事業展開や運営に意見具申できる存在なのかどうか、理事会で話題になった。芸文協は組織体制の改革からまだ日が浅く、経営の能力の点で各委員ご指摘のように、脆弱なものだと思っている。直営期間中に準備期間として経営計画等がたてられる力をしっかりつけ、指定管理者として手を挙げたい。直営から指定管理に移行する際には、市民目線での利活用でタクトの活性化を図る懇話会が設けられることを希望する。

委員長：各委員の皆様に発言を求めます。

委員：指定管理者とは、サービスを提供する立場であり、サービスを受ける立場ではない、その辺の客観性が求められる。また、経営責任を負う覚悟だけでなく、その経営責任を負う能力が不可避である。芸文協は鶴岡市の芸術文化団体の全てではないにしろ多くの方たちとネットワークを持っているので、その文化芸術団体とタクト鶴岡とを結ぶ大きな通り良き管となる組織であり、パートナー的存在としては十分能力を持っている

委員：パートナー的存在のイメージをお伝えしたい。まず、芸文協のイメージだが、決して単なる利用者団体と思っている訳ではなく、芸文協は鶴岡市の文化芸術振興の主体、中核だと認識している。だからこそタクトという文化振興における中核的な施設を、よりほかの団体と違う形で使っていく特別な存在であるべきと思う。文化振興に特別に貢献する存在だからこそ特別なことが認められる。そういった意味で、2020年のオリンピックに伴って文化プログラムが実施されるのに向け、芸文協として文化振興の中期計画をつくるのが望ましい。だからこそ特別に使えると市民の理解が得られる。

一方で、文化芸術基本法が改正をされ、その中で地方自治体は地方文化推進基本計画というものを策定することが努力義務とされており、行政としてもどう文化振興していくかの基本計画が必須である。行政として計画があり、民間の中核的主体としての芸文協の中期計画がありこれが両輪となり鶴岡の文化を振興していく。これがパートナーの基本的イメージであり、文化会館の利用に関するメリットを受ける特別に認められる存在になる。

オブザーバー：タクトの利用について、芸文協が特別優遇されていることはない。中長期計画については十分に考えていかなければならないこととして、全員の意思として考えている。

委員長：委員からは市としても文化振興計画の策定が必要だというご提言もあったので、事務局も受け止めていただきたい。

委員：委員が言うように、中長期的なビジョンを作ってスケジュールを組んでいかないと、いつまでもパートナー的存在から抜けられないと考えていた。また、経営責任を負う覚悟をもって、将来、指定管理者を受けるために、専門的な人を組織に入れ力をつけていけばいいと考えていた。

委員：運営主体となると、これから様々起きる経営責任をどこまでとれるかという問題がたくさん出てくる。そういう面で、一度市が運営し、その経験値を踏まえて将来的に芸文協の運営に繋がれば良いと思っている。一方で利益相反の問題があるので、パートナ

一的存在として、運営したほうが良いのではとも思う。

委員：建物のマイナスイメージを払拭させるためには何が必要かとなると、やはりその運営の在り方で力を出していかなければならない。まず、直営で運営を確実なものにしていく。並行して芸文協がその経営能力、運営能力を持つように努力していく必要がある。直営であろうがなかろうが、それをリードする人材がどれだけの力を持っているか。そのリーダーの元で指定管理者に移行できれば良いと思う。それだけの能力のある方をぜひセレクトしなければならないし、そのような運営主体を考えていただきたい。

委員：かなり急な形で芸文協に指定管理を迫るとするのは当然無理なことだと思うので、ここは市である程度リードして行政としての考え方を明確にしていく必要があるし、数年かけて指定管理となるべき団体を育ててほしい。

委員：劇場を運営する、経営するという能力は劇場でしか鍛えられないので、短期間で具現化するのとは簡単ではない。そこを鶴岡市と十分話し合っていたきたい。

委員：どこが運営主体になるにしても、本当にプロがきちんといないと運営ができない。鶴岡市としての芸術文化振興の考え方や、その中でタクトが何を果たすべきかという位置付けがあり、だからこういう主体が担うべきだという芸術文化推進基本計画がやはり必須と思う。このタクトだけでなく、もっと大きな市の文化振興の中で、この運営の在り方というものを考えるというフレームが必要である。

オブザーバー：何年か直営でやっていただき、その間にきちんとした形でいければという望みを持っている。

委員：社会的包摂という概念が非常に重要だと考えている。音楽会や演劇を上演して市民が鑑賞するだけではない。劇場法の中で新しい市民の広場という表現で、社会包摂というものがこれから非常に大事になると謳われている。例えば子ども達、障がい者、高齢者といった人たちにどのようなプログラム、アクティビティ、活動が提供できるのかが、非常に重要になってくる。国が鶴岡市を参考にしてモデル事業を造るくらいの活動を是非取り組んでいかれると良い。社会的包摂をこのタクトで実現することが、先ほどのイメージの払拭というものにも繋がっていく。そういうことを取り組む上でも、自治体側にも推進の基本計画が必要であるし、一方で市の文化振興を民の側で担う芸文協の中期的なビジョンも必要になってくる。

委員：そもそも公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって整備される施設なので、既にタクトには社会包摂的な機能は備わっている。何も誰でもが来ればいいと、それで社会包摂が成立している訳でなく、文化芸術を創造する創意と知見を持っている人たち

が、その知見を活かして事業を行うことが社会包摂的な機能だと思う。タクト鶴岡しか出来ない社会包摂的な機能を実現するべきだと思う。そのためには、文化芸術を活かす専門的人材、能力、創意と知見を持っている人材を必ず置く必要がある。

委員長：社会的包摂という考え方がどんどん広がってきているということもあり、このタクト鶴岡の運営主体の在り方の検討にもその考え方も含めて進めて参りたい。

芸文協はパートナー的存在が望ましいという意見、今現在芸文協以外では考えられないが、体制的にはまだ力をつけていかないと当面は困難という意見、芸文協からは、これまでの結果をもとに、引き続き指定管理を担える経営力を高めるよう努力したいという意思表示もあった。今年度のまとめとしては、具体的な運営主体については来年度も引き続き検討を進めていくこととしたい。当面直営とし、3月議会で最大3年の猶予を取れるように条例改正案を上程している。それが可決されたら直営期間に十分な検討を進めていきたい。

次に、リピーターを増やす仕組み作りについて発言を求めます。

委員：劇場へのリピーターをどう増やしていくかという実例を紹介してくれないかというお話があったので、実例を示した。その大きなポイントは事業を行うということ。何も行わないでお客様に来てもらうということは出来ない。様々な来やすい仕掛けを作っていくのがこれからの劇場のあり方。その根本になるのはどれだけ魅力ある事業を行っていくかということ。まず一年間のラインナップをどう作り上げていくかがしっかりできないといけない。

委員：実は文化施設が税金の無駄遣いだということで自治体の論争になるケースが結構全国にある。その際、文化政策の分野でも、来館者を増やすということが非常に大事になってくる。ただ、単純に来館者を物凄く増やすということがゴールではなく、その文化施設のミッションを全うしているかを考える必要がある。

タクトに関しても、色んな形で直接来られる方、ボランティアも含めて、もっともっと増やしていくことは必要だが、同時に「自分は中々行く機会が無いし、チケットもすぐ売れるので行けないけど、まあいいんじゃない鶴岡にこういう素敵な施設があっても」、というような静かな賛成者、そういう人たちをいかにじわっと増やしていくのかということも凄く大事かと思っている。そのためにも社会的包摂とか、様々な取組がこれからのタクトには求められてくると思っている。

委員長：質問あるいは何か提言等発言を求めます。

委員：高校生もタクトの運営に関わっていければ、鶴岡をますます好きになって、鶴岡に定着する若者が増えていくと思う。

鶴岡市民をリピーターにすると考えると、地域の方々をいかに引きつけるかが大切。

これは同時に、地域にある学校の子供達にどう与えていくかということにも繋がっていくと思う。そういったソフトを考えていくべきと思う。もう一つはいわゆる周囲の環境。劇場の中もそうだが、その周囲の環境としてここはいいねという部分もプラスしていくべき。色々なものを書いてあるが、そういった環境づくりが大切と思う。

委員：リピーター対策の事例が非常に分かりやすい。是非、誕生日というキーワードを、ここに組み込めないかと思っている。

委員：沢山事業を行っている施設での取り組みを紹介をしたが、オリジナルの新しいアイデアを出せというのはそう簡単に来ることではないので、先例に学んで、これを少し変えてタクト鶴岡向きのことを行えばよいと思う。お客様になっていただく人たちを育てていくということは文化施設にとって直近の命題。まずは明日から始めていただくことがいくつかあるのではないかと思っている。

5 その他

芸術文化主査：今後の会議について説明

6 閉会（文化主幹）

教育長：あいさつ

文化主幹：以上をもちまして、第3回鶴岡市文化会館利活用会議を終了させていただきます。
ありがとうございました。

以上

運営主体の比較検討

項目	鶴岡市芸術文化協会	鶴岡市開発公社 【旧館指定管理者】	出羽庄内国際交流財団	芸術文化振興財団 【新設】
市施策との連携	○芸術文化振興を主目的にした団体であるが、団体の運営方針と市の方針との整合性を取る必要がある	○市の方針に沿った施策展開ができる	○市の方針に沿った施策展開ができる	○芸術文化振興を主目的にした団体であり、且つ新規に立ちあげるため、より市の方針に沿った施策が展開できる
職員雇用による特徴	○専門性のある職員の雇用はしやすい ○職員の雇用や配置が柔軟にできる ○専門人材を一定程度雇用している	○専門性のある職員の雇用はしやすい ○職員の雇用や配置が比較的柔軟にできる △専門人材を新規に募集する必要がある	○専門性のある職員の雇用はしやすい ○職員の雇用や配置が比較的柔軟にできる △専門人材を新規に募集する必要がある	○専門性のある職員の雇用はしやすい ○職員の雇用や配置が柔軟にできる △専門人材を新規に募集する必要がある
組織体制	○29年度に事業系職員を雇用し実績を積み上げているが、総務系については今後の構築になる	○総務系は経験があり、しっかりしているが、事業系は今後の構築になる	○総務系は経験もあり、しっかりしているが、事業系は今後の構築になる	○すべてを一からつくるため、設立まで一定の期間を必要とするが、目的に沿った組織体制を整えやすい
公平性の確保	△利用者団体と運営主体が同一になるため、公平性を確保するための工夫が必要	△利用者団体との利害関係は少ないが、既存団体のため関係機関との公平性に工夫が必要	△利用者団体との利害関係は少ないが、既存団体のため関係機関との公平性に工夫が必要	◎新設のため、既存団体に比べ、利害関係はほぼない
自主事業の実施	△芸術文化に精通した職員がいても、団体の運営方針と整合性を取る必要がある	△芸術文化に精通した職員を採用できないと、質の高い自主事業は期待できない	△芸術文化に精通した職員を採用できないと、質の高い自主事業は期待できない	◎芸術文化に精通した専門財団であるため、目的に沿った質の高い自主事業の展開が期待できる
主なメリット	・地域の芸術文化事情に精通し、市内外に広域なネットワークを有している	・既存法人のため初期投資がかからない ・市公共施設の施設管理に知見がある	・既存法人のため初期投資がかからない ・改正法をふまえた今までの芸術施策について有機的な連携が図られ易い	・芸術文化振興を目的に設置されるので、目的に沿った効果が期待できる
主なデメリット	・団体内の既得権の払拭や運営方針の一致など、専門人材を活かすための環境づくりが必要 ・利用者団体と運営主体が同一になるため、公平性の確保が課題である	・ソフト事業に知見がある職員の採用の可否によって、自主事業の質が大きく左右される	・ソフト事業に知見ある職員の採用の可否によって、自主事業の質が大きく左右される ・公益財団法人であるため、収益事業はできないなどの制約がある ・国際交流に特化した財団であるため、芸術文化事業のノウハウはほぼない。	・新設のため、設立費用、初期投資及び組織づくりのための時間がかかる ・専門人材の確保が早急に必要

文化会館の利用料について

●使用料金設定の考え方

受益者負担を考慮しつつ、市民利用を促進し、貸館業務の競争力を確保するため、近隣類似施設の額を充分考慮した料金設定としている。

<参考1>平日全日基本使用料（大ホール）

建設費を基準にした使用料金：413,600円/日（建設費増額前試算値）

維持費を基準にした使用料金：293,700円/日

近隣施設を考慮した使用料金：61,000円/日（条例設定使用料）

※冷暖房別 冷房：4,350円/時、暖房：3,480円/時

<参考2>他館使用料（平日全日基本使用料（大ホール））

山形県民会館（1,496席）：78,800円/日（冷暖房別4,730円/時）

南陽市文化会館（1,403席）：60,400円/日（冷暖房別4,860円/時）

酒田市希望ホール（1,287席）：83,520円/日（冷暖房込）

旧鶴岡市文化会館（1,247席）：39,300円/日（冷房3,300円/時 暖房4,500円/時）

荘銀タクト鶴岡（1,120席）：61,000円/日（冷房4,350円/時 暖房3,480円/時）

●使用料減免の考え方

減免措置は、施行規則で旧会館と同様の内容で設定している。

①市長が別に定める割合で免除 例：開館記念事業

- ・会館が行う事業
- ・市長が特に必要と認める事業

②100%免除（冷暖房料含む） 例：成人式、合同音楽会

- ・教育委員会が単独で主催する芸術文化事業及び社会教育事業
- ・校長会が主催し、市内小中学校の全校の児童生徒を対象とした教育事業

③50%免除（冷暖房料を除く） 例：中学校音楽会、部活利用

- ・教育委員会、校長会等が中学生までを対象に行う教育事業
- ・市内、田川地区の高等学校、高専等が当該校の生徒を対象に行う教育事業

④20%免除（冷暖房料を除く） 例：市民劇場

- ・市内の鑑賞団体が芸術文化振興を目的に行う事業

⑤本番100%免除（大ホール、小ホール利用に限る） 例：芸術祭

- ・芸術文化に係る催しのうち市長が指定する事業

荘銀タクト鶴岡 開館記念事業

1. 観客動員数

No.	開演日	事業名	観客数	販売状況
1	H30. 3. 18 (日)	NHK交響楽団 こけら落とし公演	1,099人	完売
2	H30. 4. 7 (土) 予選	NHKのど自慢	1,500人	満席
	H30. 4. 8 (日) 本番		1,000人	
3	H30. 4. 10 (火)	宝塚歌劇雪組全国ツアー公演 ※2回公演	2,191人	完売
4	H30. 5. 6 (日)	劇団四季全国ツアー公演	1,016人	完売
5	H30. 5. 20 (日)	松山千春コンサート	1,086人	完売
6	H30. 7. 16 (月・祝)	松竹大歌舞伎公演 ※2回公演	1,652人	8割
7	H30. 7. 22 (日)	三浦文彰×辻井伸行デュオ・リサイタル	1,096人	完売
8	H30. 8. 25 (土)	海上自衛隊東京音楽隊公演	—	配布終了
9	H30. 10. 5 (金)	山崎まさよしコンサート	—	—
10	H30. 10. 20 (土)	三遊亭円楽・林家たい平 二人会	—	—
11	H31. 3. 26 (火)	山形交響楽団庄内定期演奏会	—	—

※上記ラインナップは、H30. 8 現在のものです。

2. 満足度

とても満足	満足	普通	余り満足していない	満足していない
72.6%	25.1%	0.7%	1.3%	0.3%

3. 利用者の声

【観客】

○生音の響きがとても良い。 ○これまで本市では中々開催できなかった大型公演を間近で見ることが出来て感動した。 ○スタッフの対応が丁寧だった。

△駐車場が少なく不便→(対策) 平日2回公演の宝塚歌劇でシャトルバスの運行。 △大ホールの階段の上り下りが大変→(対策) 手摺りの増設工事。

△トイレがどこにあるのか分かりづらい→(対策) サイン表示の増設工事、サイン表示の見直し。

△ほとんどのトイレが有料ゾーンにあるため開場するまでトイレに入りづらい→(対策) 開場前の有料ゾーン内トイレを一定時間開放。

【公演者】

○ホールの隅々まで音が響き、演奏していて気持ち良かった。○スタッフのおもてなしが良く、来年度以降も開催したい。

○楽屋前の休憩スペースが広く、小ホールも楽屋替わりに使用できるなど、舞台裏の使い勝手が良い。○観客のマナーが良い。

○特定非営利活動法人 鶴岡市芸術文化協会

- (1) 設 立 昭和 39 年
 平成 27 年 市町村合併全域を対象とした組織へ改変
 平成 28 年 特定非営利活動法人へ移行、NPO 認証取得
- (2) 概要及び予算 ○鶴岡市芸術祭及び加盟団体の活動に係る事業 (4,415 千円)
 ・鶴岡市芸術祭 (2,223 千円)
 ・加盟団体、会員相互の提携、交流顕彰事業 (150 千円)
 ・次世代の育成事業 (県受託総合型文化クラブ : 1,240 千円)
 ・広報活動事業 (782 千円)
 ○文化会館管理運営支援業務 (市受託 : 21,499 千円)
- (3) 代表者氏名 会長 東山昭子
 会長 1 名、副会長 3 名、理事 9 名、監事 2 名
- (4) 職 員 数 事務局長 (非常勤) 1 名、事務局員 2 名
 文化会館管理運営支援業務 4 名

○一般財団法人 鶴岡市開発公社

- (1) 設 立 昭和 36 年
- (2) 概要及び予算 ○土地の取得、処分、管理 (514,261 千円)
 ○施設管理及び事業運営
 市指定管理者
 ・加茂水族館 (682,121 千円)
 ・鶴岡アートフォーラム (65,220 千円)
 ・鶴岡市勤労者会館 (9,281 千円)
 ・駅前再開発ビル駐車場 (21,159 千円)
 ・駅前自転車駐車場 (6,769 千円)
 市との委託契約等による管理施設
 ・駅前再開発ビル (63,335 千円)
 ・中央工業団地水道 (127,344 千円)
- (3) 代表者氏名 理事長 山口朗 (鶴岡市副市長)
 評議員 5 名、理事 6 名 (理事長 1 名、常務理事 1 名)、監事 2 名
- (4) 職 員 数 事務局長 1 名、参事 1 名、事務局員 5 名
 各施設職員 47 名
- (5) 出資金額 総額 5,000 千円 鶴岡市 5,000 千円 (100.0%)

○公益財団法人 出羽庄内国際交流財団

- (1) 設 立 平成 5 年
- (2) 概要及び予算 ○国際交流促進事業 (2,919 千円)
 ・各国国際交流関係団体交流イベント
 ・国際姉妹、友好都市等との交流事業
 ○国際理解促進事業 (9,865 千円)
 ・外国語講座
 ・各国料理教室
 ・国際姉妹、友好都市派遣事業
 ○多文化共生促進事業 (5,038 千円)
 ・日本語教室運営支援事業
 ・生活相談業務実施事業
 ○出羽庄内国際村施設管理運営事業 (20,715 千円)
 市指定管理者：出羽庄内国際村
- (3) 代表者氏名 理事長 皆川治 (鶴岡市長)
 評議員 7 名、理事 6 名 (理事長 1 名、常任理事 1 名)、監事 2 名
- (4) 職 員 数 事務局長 1 名、事務局次長 1 名、事務局員 5 名、国際交流専門員 1 名
- (5) 出資金額 総額 57,500 千円 鶴岡市 56,500 千円、民間団体 1,000 千円

○芸術文化振興財団【新設】 ※岩手県北上市 (人口 92,000 人)「さくらホール」資料参考

- (1) 設 立 手続きとして以下が必要
 定款作成、公証人認証、3,000 千円以上の拠出、役員等選定、登記など
- (2) 概要及び予算 ○鑑賞・体験事業 (自主事業、ワークショップ等 : 60,000 千円)
 ○創造支援事業 (市民活動への支援、人材育成等 : 14,000 千円)
 ○情報受発信事業 (4,800 千円)
 ○施設管理及び事業運営 (350,000 千円)
 ○法人会計 (20,000 千円)
- (3) 役 員 理事 7 名以上 10 名以内 (理事長 1 名、専務理事 1 名)、監事 2 名
- (4) 職 員 館長 1 名、事務局長 1 名、総務 3 名、広報 2 名、事業 5 名、
 舞台技術 (舞台、照明、音響) 3 名、計 15 名
 その他施設管理は委託

運営主体の比較検討

追加資料3

項目	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人
設立手続き	設立登記のみ	設立登記後に行政庁へ公益認定申請	設立登記のみ
設立時資金(基金)	300万円以上	不要	不要
最低設立者数	1人	2人	2人
理事数	3人以上	3人以上	1人以上
理事会	必ず設置	必ず設置	任意
評議員会	必ず設置	必ず設置	任意
監事数	1人以上(理事会設置の場合)	1人以上	任意
会計監査人数	原則不要	基準を超えた場合1人以上必要	原則不要
所轄庁	なし	なし	なし
監督	なし	都道府県庁又は内閣府	なし
許認可	なし	公益性認定	なし
設立期間	2～3週間程度	2～4週間程度+認定相当期間	2～3週間程度
社会的信用	公益財団法人に比べ低い	高い	公益社団法人に比べ低い
税制	非営利型の場合は収益事業課税・営利型の場合は全所得課税 源泉税課税	原則非課税 (公益目的以外課税)	非営利型の場合は収益事業課税・営利型の場合は全所得課税 源泉税課税
実施できる事業	適法であれば制限なし	適法であれば制限はないが、財務基準等の一定の要件を満たす必要あり	適法であれば制限なし
遵守事項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規律のみ	一般財団法人法の規律に加え、収支相償、公益目的の事業比率50%以上、遊休財産規則、一定の財産の公益目的	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規律のみ
運営制限	原則自由	行政庁の監督を受ける	原則自由
事務負担	複雑	かなり複雑(複式簿記の専門知識を有する人材が必要)	複雑
組織	原則自由	認定法上の一定の要件を満たす必要あり	原則自由